政　令

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第十六号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
国土交通大臣　石井　啓一

告　示

○内閣府告示第五百二十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百六十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年一月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　愛知県国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び国家戦略道路占用事業

○内閣府告示第五百二十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年一月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　広島県・今治市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　広島県・今治市国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、特定非営利活動法人設立促進事業、道の駅設置者民間拡大事業及び獣医師の養成に係る大学設置事業

○国家公安委員会告示第六号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十日

国家公安委員会委員長　松本　純

名簿記載者公告番号　ＱＩ－194（マリク・ムハンマド・イスハク（MALIK MUHAMMAD ISHAQ））

1　変更前

名簿に記載された年月日　2014年３月14日

その他参考となるべき事項　ラシュカレ・ジャングヴィ（LJ）（ＱＥ－29）の創立者の一人であり、現在の指導者。身体的情報：がっしりとした体格、目の色及び髪の色は黒。肌の色は茶。濃い黒い髪がある。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

2　変更後

名簿に記載された年月日　2014年３月14日（2017年１月18日に改訂）

その他参考となるべき事項　ラシュカレ・ジャングヴィ（LJ）（ＱＥ－29）の創立者の一人であり、現在の指導者。身体的情報：がっしりとした体格、目の色及び髪の色は黒。肌の色は茶。濃い黒い髪がある。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

○総務省告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、民進党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百四十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月十日

総務大臣　山本　早苗

民進党の項中

「支部の数	五四四	五四〇」を
「支部の数	五四三	五四〇」に、
「民進党大阪府第12区総支部	大阪府寝屋川市成田東町六―七	衆議院大阪府第12区
民進党参議院比例区第20総支部	鳥取県鳥取市賀露町一二八―二	全国
「民進党大阪府第12区総支部	大阪府寝屋川市成田東町六―七	衆議院大阪府第12区
「支部の数	五三九	五四四」を
「支部の数	五三八	五四三」に改める。

二八、七、二八」を
二八、七、二八」に、
○　を
○　」
○　」に、
二八、一〇、五」を
二八、一〇、五」に改める。